

介護サービス情報の公表制度について

○「介護サービス情報の公表」とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度です。利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネット（スマートフォン含む）でいつでも誰でも情報を入手することが可能となります。

○制度の背景

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」・「高齢者の自立支援」・「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用場面において、真に利用者と事業者との対等な関係として実質的に保障するため、利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する仕組みとして制度が導入されました。

○介護サービス情報の報告及び情報公表について

介護サービス情報の公表報告システムから、各事業所に振られているID・パスワードを入力し、報告いただくことになります。

また、報告内容に変更が生じた際は、適宜情報の修正をお願いいたします。

入力方法については、[簡単操作ガイド](#)や[操作マニュアル](#)等をご参照ください。

→変更届出書を提出する際、介護サービス情報の報告も併せて行ってください。

※ 一度通知いたしましたID・パスワードについては、再度通知は送付しておりません。

ホームページから「[介護サービス報告システムログインパスワード再発行依頼書](#)」をダウンロードし、再発行の手続きをお願いいたします。

(茨城県HP：介護サービス情報の公表制度)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

「茨城県」→「茨城で暮らす」→「福祉・子育て」→「介護保険」→「事業者届出関係」

→「介護サービス情報の公表制度」

・介護サービス情報公表システムについての操作ガイドやマニュアルについても掲載しております。